

平成29年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月11日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則
- 12 番 一 森 敬 司

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	庄野宏文
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
民生参事	古川和之
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
福祉課長	鈴谷一彦
住民課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成29年松茂町議会第4回定例会会議録

平成29年12月11日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

春 藤 康 雄 議員

- (1) 国民健康保険標準保険料について
- (2) 町が管理する駐車場の利用について

立 井 武 雄 議員

- (1) 環境問題、臭気について

川 田 修 議員

- (1) 町内小学生に血液検査をするべきだ

板 東 絹 代 議員

- (1) 環境美化の推進について
- (2) 空き地の適正管理について
- (3) インフルエンザ予防接種費用の一部助成について

日程第2 議案第54号 松茂町大規模災害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例

日程第3 議案第55号 松茂町公共施設更新等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例

日程第4 議案第56号 松茂町騒音等対策基金の設置及び管理に関する条例及び松茂町まちづくり基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第5 議案第57号 松茂町水防団に関する条例

日程第6 議案第58号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第59号 松茂町工場立地法地域準則条例

日程第8 議案第60号 松茂町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第61号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第62号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第63号 平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第64号 平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成29年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月11日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから平成29年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、一森議長からご挨拶がございます。

○議長【一森敬司君】　皆さん、おはようございます。今日は、公私ともにお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。今日は、町政に対する一般質問の日でございます。4名の方が登壇されますが、いつものとおり、質問、答弁ともに明確かつ明快にをモットーにしてよろしくお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【一森敬司君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【一森敬司君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました10番春藤議員にお願いをいたします。春藤議員。

○10番【春藤康雄君】　議長の許可が出ましたので、平成29年12月、本年最後の、何かと忙しい師走の中に入り、第4回目の一般質問に入らせていただきます。

私が通告してございます、順次、追って詳しく質問をさせていただきます。どうか明確なご答弁をお願いしたいと思います。

国民健康保険標準保険料について。

まず、第1問として、平成30年度から国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に移管をされております。保険者が抱える慢性的な赤字を広域化して財政基盤を安定させるのが狙いだが、一般会計からの繰り入れ、膨らみを続ける医療費の抑制など、移管後も

課題は残りそうであります。

そこで、国民健康保険制度について問いただしていきます。

質問の1、国保加入者の現状について。1、平成28年度における国保加入者の現状について、所得段階別構成について、短期被保険者証の発行数、減免申請の状況等はどうなっているのか。

2つ目、国保税の滞納状況で未納世帯数と未納金額及び差し押さえ等の件数と金額はどうなっているのか。また、現在、本町では発行をしていない資格証明書の発行について、移管後には県で発行の動きが見えておりますが、他の市町村と同様に、必要があると考えられるのか、認識をお聞きしておきます。

3つ。国保税の滞納については、国保加入者である自営業者や農林水産業者、年金生活者、また、非正規労働者などの厳しい生活実態の反映がある。払いたくても払えない、高すぎる国保税の現実があるのではないかと。この改善策として、申請減免を、生活保護家庭より低い所得家庭の基準を見直し免除制度を改める必要があると考えるが、認識をお聞きしておきます。

次に、国民健康保険の広域化に向けた取組についてお尋ねをいたします。平成28年12月定例会一般質問において国民健康保険の新制度への移行について質問しましたが、今後、新制度移行への詳細については、政令、省令等の改正によりまして、将来は国保の保険者として改正の動向を注視し適切に対応するとのご答弁がありましたが、進捗の状況について問いただしていきます。改めて、広域化の目的をお聞きしたいです。

次に、広域化に向けたこれまでの取組状況と今後のスケジュールをお聞きしておきます。

3番目、広域化に向けて都道府県の財政安定化基金を造成されているのかどうか。また、造成をされるなら基金の概要は本町国保財政との関連でどうなるのか、お聞きをしておきます。

次に、4つ目、従来の保険者である市町村に対する支援制度は実施をされるのか。そこをお尋ねしておきます。

次、3番目の国民健康保険の広域化に伴う問題点についてお尋ねをします。広域化では、県の国保運営方針が市町村の対応に大きな影響を与えられとされるが、平成29年9月13日の徳島新聞では、新たな保険税の算定基準となる標準保険料の試算が明らかになり、平成28年度の保険税と比較して増額となったのは、小松島市や那賀町など8市町、徳島市など16市町村は減額となっております。1人当たりの標準保険料は、最高の12万5、

868円となった当松茂町では、平成28年度の保険税を一般会計からの法定外繰り入れで抑えているところもあり、このたびの試算には法定外繰り入れなどが含まれておらず、今後、国の支援額と増減などによって保険料が大幅に変わる可能性もあるとの新聞報道がありました。そこで、広域化に伴う問題点について少々お尋ねしておきます。

県から示された標準保険料は本町の税率決定にどのように影響するのかをお聞きしておきます。

2つ目、国は、都道府県への移管に際しまして国からの保険者に対する支援制度の額をこれまでより増額し、その財源には消費税収入を見込んでいるとあるが、標準保険料が本町国保加入者に対して負担が大きい場合には一般会計からの法定外繰り入れを行うこともあると考えられるのか、お聞きしておきます。

次に、法定外繰入金はあくまで法定外であるため、やむを得ないとはいえ、自治体自らが法定外の行為をすることは避け、恒久的な財政基盤の上で運営するよう努力すべきであるとするが、この認識をお聞きしておきます。

広域化によって国保運営上の課題となっている国保財政の大幅な財源不足は改善されると考えられているのかどうか。

次に、国民健康保険の広域化による効果についてお尋ねいたします。

今回の改革では、高齢者や低所得者が多く赤字が生じやすいという根本的な状況は解決されておらず、今後も国保の医療費の支出が財政支援の規模を大きく上回ることは明らかであると考えられるため、法定外繰入金は抜本的な対処とは言えないのではないのか。平成29年11月20日の徳島新聞では、高齢者の増加などで慢性的な赤字を抱えていることから広域化財政基盤を安定させるのが狙いだが、赤字穴埋めのために一部市町村が行っている一般会計からの繰り入れの解消や膨らみ続ける医療費の抑制など、移管後も課題は残りそうだと思うところであります。また、市町村によっては一般会計からの繰り入れを行っているところもあるが、厚生労働省や県は、計画的に解消していくべきだとの立場を示しております。さらに、移管後も繰り入れを行うか否かは市町村の判断に委ねられているとの新聞報道が最近載っております。

そこで、広域化による効果について、少しお尋ねしておきます。

移管後も一般会計からの繰り入れを行うか否かは市町村の判断に委ねますとあるが、厚生労働省や県のこんな無責任な発言があっているのか。広域化の効果として財政基盤を安定させるのが狙いではないのか。町としての認識をお聞きしておきます。

さらに、税金の繰り入れによる国保の運営は計画的に解消していくべきだとあるが、繰り入れ解消後の財政赤字補填代替案は示されているのか。松茂町としての赤字解消案をどのように考えておられるのか、お聞きしておきます。

以上、質問させていただきました。

○議長【一森敬司君】 大迫総務参事。

○総務参事【大迫浩昭君】 失礼をいたします。それでは、私からは、春藤議員ご質問のうち国保税に関連をいたします事項につきましてお答えを申し上げます。

まず、1点目の国保加入者の現状についてでございますが、平成28年度国保加入世帯の所得段階別構成につきましては、国保加入世帯1,980世帯のうち、所得100万円以下の世帯が約57%を占めております。短期被保険者証の発行件数につきましては、188世帯の方に発行をいたしております。滞納世帯数及び金額につきましては、平成28年度現年課税分で滞納が190世帯、金額にいたしまして1,712万7,500円。滞納繰越分といたしましては、延べ286世帯、6,432万9,686円の合わせて8,145万7,186円が未収となっております。差し押さえ件数につきましては15件で、対象滞納額271万1,300円のうち76万3,976円を収納いたしております。減免世帯につきましては、申請及び減免措置が9件ございました。

なお、生活保護基準に照らし合わせ減免制度を設けてはとの議員のご提案でございますが、本町の条例で定めております減免規定につきましては、地方税法第717条の規定に基づく、天災その他特別の事情がある場合で、震災、風水害、火災などの災害によって納税義務者がその財産について甚大な損失を被った場合や、失業、廃業などにより所得が皆無となった場合を対象といたしております。

いずれの場合にも、納税義務者の担税力の如何に着目をいたしまして減免するものでありますので、単に所得金額等が一定金額以下のものというような、一定の枠によって減免の範囲を指定することは考えておりません。

所得を基準とした国保税の減額につきましては、7割、5割、2割の法定軽減を行っておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

次に、3点目の、国民健康保険の広域化に向けた問題点についてでございます。県から示される標準保険料の税率の決定についての本町への影響と、国保加入者への負担が大きい場合の法定外繰り入れの考え方、及び財政運営についての認識についてのご質問でございますが、これまで、市町村ごとに、その市町村の医療給付等の国保事業に必要な費用に

つきまして、国や県から公費負担を除いた金額を国保税として市町村単位で被保険者の方にご負担をいただいております。このたびの制度改正に伴い、県全体で必要な費用から公費負担を除いた金額を市町村ごとの所得水準や医療費水準などに応じて案分し各市町村に配分するものでございます。この金額を県に納付することとなりますので、市町村ごとに納付金負担の多寡に格差が生じることとなります。県が示す標準保険料率につきましては、この納付金額をもとに、市町村ごとで異なる保険事業などの費用や公費負担を増減した収で賄うべき保険料の総額を標準的な算定方式で、県内市町村で一番多く採用をされております所得割、資産割、均等割、平等割からなる4方式において、現行の政令で定めている賦課総額、保険料の総額に対する標準割合に準じて算出されるものでございます。

この標準保険料率を参考にいたしまして市町村が税率を決定することとなりますが、県から示される税率で課税を行うものではございません。さきに公表をされました、1人当たりの標準保険料の試算結果では、本町は県内市町村で最高額となっております。これは、納付金の算出における松茂町の被保険者の所得総額が他の市町村に比べ高額であることや、標準保険料算定における公費負担が少ないことなどが考えられます。現時点におきましては、新制度における納付金の決定及び標準保険料率の提示がなされてはおりません。来年1月に徳島県からこの通知がある見込みでございます。なお、9月の第3回定例会におきまして委員長報告をいただき、本町の国保財政の運営方針についてご理解をいただいているところではございますが、このたびの制度改正に伴う保険料水準の上昇がある場合におきましても、引き続き、一般会計からの財源補填により、国保事業運営の安定化及び被保険者の税負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【一森敬司君】 古川参事。

○民生参事【古川和之君】 失礼します。引き続き、春藤議員ご質問につきましてご答弁を申し上げます。

まず、国保加入者の現状についてのうち、滞納世帯に対する資格証明書の発行についてご質問いただいております。資格証明書の発行につきましては、現在のところ発行するつもりはなく、滞納者の受診控えにならないように、短期証を活用することで滞納世帯との接触の機会の確保に努め納税につなげたいと考えております。

次に、国民健康保険の広域化に向けた取り組みについて答弁を申し上げます。

まず、国民健康保険新制度の広域化の目的は、持続可能な医療保険制度を構築するため、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国民健康保険運営に中心的な役割を担い制度を安定化することにあります。これまでの取り組みと今後のスケジュールにつきましては、県の国民健康保険運営協議会を設置いたしまして、県と市町村で国民健康保険運営方針や納付金の算定方法などについて協議を行ってまいりました。今後は、県の国民健康保険運営方針の決定、納付金などの確定を受けまして、国民健康保険税率の決定、予算審議を経まして平成30年4月から新制度の施行となります。

次に、県の財政安定化基金の造成につきましては、財政安定化のため、給付増や保険税の収納不足による財源不足に備え、一般財源からの財政補填などを行う必要がないように、県に財政安定化基金を設置しまして貸付・交付を行うことができる体制を確保するため、平成27年度から公費で創設され、県の国民健康保険運営方針の中で運用が示されております。

国民健康保険財政の大幅な財源不足は改善するのかということにつきましては、本町の国民健康保険財政といたしましても、急な高額医療給付費の発生などにより、不安定になりやすいなどの財政運営上の課題や、事務処理にばらつきがあるなどの事業運営上の課題につきまして、広域化による安定的な財政運営、効率的な事業運営は期待できるところでございます。

ただ、保険者に対する支援制度につきましては、病気予防や健康づくりの対策など、医療費適正化に向けた取り組みが課題となり、それに伴う公費支援をうまく活用することが重要と考えております。

次に、国民健康保険の広域化に向けた効果につきまして、持続可能な健康保険制度を構築することができるか、認識を問う。このことにつきましては、年齢が高く医療費水準が高いことや、低所得者が多いなどの国民健康保険の構造的な課題はこれからも変わることはないと推測されます。もうひとつの課題であります、小規模保険者が多いという課題を見直し、広域化し公費拡充すれば、多少の差はあると思われませんが、財政負担は軽くなると思われま。平成30年度の新制度の円滑な施行ができ、保険事業や事務においても、効率化や標準化・広域化を推進していくことで国民健康保険制度の安定化が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【一森敬司君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 お尋ねとお聞きする要点だけで、まだまだこれから取り組んでいく途上なので、今後、厳しい経済社会の中において、お答えは、当然するべきですが、ここも、聞き入れないけないんですが、今のところ、そういうふうな段階じゃなく、i n gで移動、進行しておるさなかでありますので、締め言葉といたしまして、ご答弁に対しましての私なりの解釈をさせていただきます、これは、お願いの言葉で取り組んでいきたいと思うわけでございます。

では、国民健康保険の広域化についていろいろと質問をいたしました、答弁も、的確にまだ捉えられません。期待をしていた答弁でもなかった点多々ございます。今回実施される国民健康保険の広域化については、市町村の財政基盤を安定させるはずが、国保特別会計では、人件費、需用費、委託料等の歳出に増額が予想され、一般会計からの繰り入れの解消は見込めず、国保加入者においては県内で一番高額な国保税になるおそれがあります。医療は消費ではなく将来への投資であることを基本として、町民それぞれが相互扶助の精神で医療費の適正化に努めて、国保税の負担軽減を願い、財政基盤の健全化を図る必要があると考えられております。

また、行政も、将来において社会補償制度として持続可能な保険制度の構築をし、広域化を進める上で町民に不利益とならないよう、町が有利な立場で新制度に移行できることを信じて、今後の松茂町の発展に期待をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続けていきますので。

次に、大きく2問目の、町が管理する駐車場の利用についての、これは、お願いと検討項目でございますので、よろしく願いしたいと思います。

現在、役場駐車場及び歴史民俗資料館周辺の、町が管理をする駐車場では、催し物や各種検診、講習会等さまざまな要因から、駐車待ちにより町の施設に来られる町民の皆様が不便を感じております。また、長時間駐車や目的外利用による駐車抑制・防止、台数確保のため、駐車場の有料化及び役場東側駐車場の立体化を導入していただきたいと思うところです。町が管理する駐車場は来庁者の利便性を確保することから行政サービスの一環といたしまして設置しておりますが、駐車場を利用することについては、個人により必要な方と必要でない方があり選択制が高いサービスと考えられております。このため、特定

の受益者が受けるサービスについて見直しする必要がある、公平性、受益者負担や適正利用の促進の観点から有料化を行う必要があると考えておりますが、有料化に伴う、例えば、駐車場の運営管理については、民間にできることは民間でとの考えから、コインパーキング等の民営化または民間委託を含む有効利用を検討してみたいかでしょうか。

次に、役場東側駐車場の立体化については、狭い土地であっても、土地の形状次第では駐車台数が多くとれ、駐車場の不足から解消され、屋根もあるということで公用車も汚れることも少なく、日光や雨にさらされることなく、抑えることができます。災害時には避難場所としても使用を考えられますので、どうか、ご検討して、よろしく、一日も早く町民サービスに手が届くようお願いしておきます。

以上、私が一般質問通告してございます、大きく2問でございしますが、どうかひとつよろしく、新しい吉田内閣、設立しまして、いち早く徳島県の松茂町、吉田ありと、吉田内閣ありというのが、県下24市町村の首長会議でも、トップに異議申し立てとか、こういう内容を鋭く追求した現場がテレビで放送されておりました。また、私も、吉田新内閣の町長にはいろいろと難しい質問を浴びせますが、よろしく取り組んでいただけたら、是非々でいきますので、よろしくお願ひします。

これで、一般質問を、私は、終わらせていただきます。

○議長【一森敬司君】 春藤議員、ただいまの質問に対して答弁は要りませんか。

○10番【春藤康雄君】 もうよろしいんです。

○議長【一森敬司君】 そうですか。わかりました。

○10番【春藤康雄君】 取り組んでいただくだけで。

○議長【一森敬司君】 はい、ほな、ご苦労さんでした。

○町長【吉田直人君】 ただいまのご質問のことにつきまして、町長の方から一言お礼なりを申し上げさせていただきます。

まず、私のご心配をいただきまして、まことにありがとうございます。

それで、2問目の駐車場につきましては、観点がちょっと違いますが、防災関係の部分につきまして、公用車を、今現在、1階の方で駐車しておりますが、津波の方が来ますと公用車が全く利用できないと、稼働しないというような状況が今現在ございます。その部分につきまして、ここの東の駐車場の方で2階、3階建てに利用ができるような形の駐車場を、今現在、計画をさせていただきたいとそのように考えておりますので、またご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、通告のありました4番立井議員にお願いをいたします。立井議員。

○4番【立井武雄君】　　皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまより、私の質問をします。

内容は、環境問題、特に臭気についてのことを質問いたします。

福有地区の牛舎の環境問題であります。過去に何度か現地にて当事者・県・町関係者・地元が解決の方法を話し合い、対策を実施してきました。しかし、臭気が特にひどいのは、牛ふんを乾燥させるために攪拌を実施したときであります。今まで、対策としては下記のことを実施してまいりました。

まず、1として時間を8時及び夕方に実施する。これは、朝早くに食事などのときに臭いが部屋の中から出てきたら非常に1日の気持ちが悪いということで、そういう8時の方にするように話を進めていきます。それから、もみ殻を混ぜて乾燥を早くする。それから、溝などの掃除は小まめにする。以上の対策を実施後、様子を見ていましたが、最近、前以上に臭気がひどくなってきた。以前は、真ん中にある豊久集会所を境にして北側はにあっていなかったのですが、今は拡大して臭気が漂ってきております。これは、臭気がひどくなってきたことと、以前の対策が根本まで解決になっていないことに起因すると考えられます。牛ふん攪拌時、ビニールハウス内から臭気が外に出ない対策を実施してほしいということで、どうすればよいのか。

まず、1つの案としましては、常時、入口をカバーしておき、運搬車両などが通るときに開ける。または、攪拌機を回すときにのみ出入口をカバーする。もうひとつとしましては、常時、脱臭装置を設置して、それを通過後、排気する。以上の対策ができるように指導していただきたいということで私の質問とさせていただきます。

○議長【一森敬司君】　　井上参事。

○産業建設参事【井上雅史君】　　立井議員のご質問の環境問題、臭気について答弁をさせていただきます。

福有地区にある乳牛畜舎業者の畜舎の臭いについては、以前から周辺住民皆様から施設の改善のご要望をお伺いいたしております。議員のおっしゃるとおり、過去に地元自治会・県・町関係者で当該業者に対し施設の改善を申し入れ、業者が対策を講じられたところでございます。その後も、議員から付近住民の方の声をいただき、県の協力のもと、現地の確認、指導を行っております。

畜産業を指導する徳島県家畜防疫衛生センターでは、経営指導のため、随時、現地を訪問していることから、攪拌の状況確認や除ふんの指導を行うよう、協力を依頼しております。以前の対策が根本解決となっておらず、臭気が拡散しないよう、より一層管理すべきとの議員のご指摘でございます。いただいた具体的な方策について業者に要請したところでございます。

今後とも、業者に対し、適切な対応をとり、より一層、臭いを出さないよう努力を求めて、県とともに要請をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【一森敬司君】 立井議員。

○4番【立井武雄君】 答弁ありがとうございます。

再問といたしまして、1990年代に企業の社会的責任の1つに環境への配慮をうたわれ、現在、企業のコンプライアンスを厳守することから、近隣の住民に対する環境整備は一層の完備を求めて指導していただきたいのですが、個人に対するよりも企業に対する町当局の考えはいかがでしょうか。再問として質問させていただきます。

○議長【一森敬司君】 井上参事。

○産業建設参事【井上雅史君】 企業の社会的責任につきましては、町といたしましても、企業が環境面から周辺住民への配慮をするということは重要なことと考えております。どういったことができるのか、県、業者とともに考え、必要な対策が講じられるよう、要請をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○4番【立井武雄君】 以上で私の一般質問を終わります。

○議長【一森敬司君】 続きまして、通告のありました2番川田議員にお願いをいたします。川田議員。

○2番【川田 修君】 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

平成27年第3回定例会の一般質問で、町内小学生に血液検査をということで質問しました。2年を経過しました。香川県では全市町で小学生の血液検査に取り組んでいます。十数%が血糖値、脂質異常な値を出しており、生活習慣病の予備軍となっております。これらの児童と保護者に保健指導を行っております。松茂町でも取り組みを始めるべきだというふうな意味合いの質問をしました。

それに対しまして、町の方は次のような答弁がありました。

生活習慣病予防として生活習慣改善プロジェクトと題して計画書を作成し取り組んでいる。小学校では、養護教諭による生活習慣の指導・相談を行い、県教委と連携した「体力アップ100日作戦！」を行うなど各種の対応をしているので、今しばらくこの成果を見ていきたい。血液検査は、生活習慣の改善、病変の早期発見や早期治療につながるので、今後検討したいということでした。

血液検査を1学年全員すると、検査費用は、その他経費も含めて120万円程度かかる。県内の他の自治体で小学生の血液検査を実施しているのは、平成26年現在で美馬市の一部、上勝町、勝浦町、那賀町、美波町、海陽町、そして北島町である。以上のような答弁でした。

それで、過疎の町というか、子どもたちの少ない町を除くと北島町があります。北島町は人口増加をしている隣の町です。行政も人間関係もつながりの深い町なので、小学生の血液検査の現状について聞き取り調査をしてきました。

北島町では、平成26年から血液検査を実施しています。小学4年生の希望者を検査して約80%が検査を受けているということです。費用は1人当たり4,500円で100万円程度で済んでいるということです。医師会は協力的。検査後、異常な値が出た児童の指導については、保護者の同意があれば、養護教諭が指導を行うようにしているようです。検査の結果について見ますと、年により変動はあるけれども、香川県のように1割を超えるような異常な数値は出ていないそうです。学校により差はあるが数%ということです。そして、北島町では、中学生にも血液検査をするべきだというような声が議会の中でも出てきているというふうなことでした。

私が感じたことですが、香川県の血液検査を四国新聞が報道している記事がずっと連載されていましたが、それから、北島町の聞き取り調査をして私が感じた点を上げれば、問題点とすれば、現場の教師の過重勤務が問題となっている昨今で、仕事がふえることについて抵抗があるかもしれないということです。学校現場の理解を得る必要があると思います。また、こういった、要は、体のことで、小学生ですから教育委員会ですということですが、後、中学生も成人式あたりですというようなことも将来的に考えるとすれば、こういった事業は保健センターが取り組む方がよいのかもしれない。

以上のようなことから、前回の質問で答えていただいたように、血液検査は生活習慣の改善、病変の早期発見や早期治療につながるということは認めておりましたので、早急に

取り組むべきだと思います。答弁をお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 庄野教育長。

○教育長【庄野宏文君】 川田議員ご質問の血液検査の早期実施についてお答えいたします。

平成27年9月に川田議員からご質問いただきましたとき、すなわち、平成27年度の町内小中学校の児童生徒の状況は、次のようなものであります。

生活習慣について、就寝時間が遅いため、睡眠時間が短く早寝早起きの習慣がついていない児童が多い傾向にある。野菜嫌いの児童生徒が多く、排便の習慣が身につけていない児童生徒がいる。授業以外の運動時間が短く、運動習慣については、身につけている児童生徒とついていない児童生徒の二極化の傾向が見られる。肥満傾向が徳島県平均より、わずかだが、高い学校がある。このような現状を把握し、生活習慣や問題点の改善に各校で取り組んでまいりました。

一例を申し上げますと、平成26年度末に学校医代表、保護者、学校、関係機関等で構成される学校保健委員会を設置し、町内の児童生徒の健康について協議する場を設定いたしました。また、徳島県実施の「元気なあわっ子応援事業」における「生活習慣改善プロジェクト」の中で、各学校の児童生徒の実態に即した、肥満予防や生活習慣改善のための事業実施計画書を作成しています。その計画の中で、早寝早起きの習慣づけなどの望ましい生活習慣の形成、健康な体づくりを促すため、各校で生活習慣チェックとその結果を学校保健だよりや個人面談などを通して児童生徒や保護者にお知らせしています。児童生徒自身のチェックと保護者の確認、そして学校が連携し、課題を共有し生活習慣改善に取り組んでまいりました。

また、「徳島県子どもの体力向上アクションプラン」の中で、各校において体力向上計画を策定し体力向上に努めています。県教育委員会と連携した取り組み、「体力アップ100日作戦！」のほか、持久力向上のため、休み時間や体育の時間を活用し、持久走や縄跳びの実施、新しく体操朝会を設定しラジオ体操やストレッチの実施、登下校時の徒歩通学の促進、外遊び推進のための教材作成など、各学校ごとに工夫し生活習慣の改善と体力向上に取り組んでまいりました。ほかにも、食生活改善のため、食育事業実施、お弁当の日の実施、保護者への給食試食会の開催と栄養指導なども実施してきました。

その結果、小学生においては、外遊び、歯磨き習慣の定着が図られつつあり、中学生においては、就寝時間が全体的に30分程度早くなり、学年が上がるにつれて朝食を取らな

い傾向が改善されました。また、健康診断や生活習慣チェック票に課題のある児童生徒と保護者への個人懇談時の個別指導などにより、平成27年度には、肥満傾向のある子どもが、小学1年生から中学3年生までの全学年で116人、9%を示していましたが、平成29年度では99人へと17人減少し、出現率も8%となり、1%ではありますが、減少いたしております。その中で、高度肥満児が16人から12人へ減少しており、子どもたちの肥満改善が進んでいることがわかります。肥満出現率においても、徳島県平均と比べ高い学年も減少してきました。

しかしながら、痩身度、身長と体重から割り出すやせている度合いのことですが、その値が20%以上ある児童生徒、痩身児が平成27年度の21人から33人へ、1.6%から2.7%に増加し、スリムな体型がよいとする風潮が子どもたちに影響を与え出しており、新しい課題が見え始めました。

また、排便習慣の定着など、改善されていない課題もあり、今後も継続して根気強く取り組まなければならないと考えております。

川田議員のご質問のとおり、血液検査は、生活習慣の改善のきっかけ、病変の早期発見や早期治療の開始につながる手段としては有効であると考えますが、子どもたちに悪い検査結果が現れないように、生活習慣の改善や体力向上に取り組むことがさらに重要だと考えております。

したがって、松茂町では、血液検査をするまでもなく、全校生徒の健康保持につながる生活習慣の改善、体力向上のための施策に既に取り組んでおり、その結果も、少しずつではありますが、現れ始めております。今後も、徳島県と連携し、これらの取り組みを継続し、全児童生徒、そして、保護者に対して望ましい生活習慣形成や体力向上のためのプログラムを実施する方針で進めていきたいと考えております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、教育委員会からの答弁といたします。

○議長【一森敬司君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁いただきまして、ありがとうございます。

今の教育長の答弁や、今まで町の幹部の方のお話を伺うと、町の事業というのは、大体、県の事業と連携しないとなかなか新しい事業の取り組みはしていただけないということだと思います。それであるならば、過去に県の事業と連携した事業に教育委員会が取り組み、それは、かなりの成果も上げた。体力アップや肥満児対策を行い成果も上げた事業があ

るように聞いております。今も、ご答弁中であります。

しかし、それは、現在も全て継続されて事業として行っているのでしょうか。事業というのは、よくなったときにそれをやめてしまったら、それで尻切れトンぼになってしまうこともありますので、県の補助金がなくなったからやめたというようなことであれば、それは、子どもたちのためにならないと思うんですが、何をしていくことが最良の方法なのかと教育委員会は考えますか、答弁をお願いします。

○議長【一森敬司君】 庄野教育長。

○教育長【庄野宏文君】 今、川田議員さんの方からご質問がありましたけれども、過去に、平成21年に初めて全国運動能力テストが実施されました。その結果、徳島県は非常に悪くて最下位の学年もありました。そのために、平成22年にその方策をどう考えるか、また、県下の各学校でどのような体力向上の施策が行われておるのかの調査がございました。そして、平成22年度の間、その方策をもとにしてどういうふうに体力向上を図っていくかということがなされました。

それが、先ほども申し上げましたけれども、体力アップのアクションプランというふうなものが入ってきておるわけでございますけれども、本町では、その状況を踏まえまして、過去に緊急雇用の対策事業がございました。それにいち早く、「体力アップ100日作戦！」も平成23年度からであったんですけれども、23年4月に緊急雇用創出事業を踏まえまして、23年4月から小学校の各学校の低学年の指導のために1名の教師を加配して、体育の授業を担当とその加配の2名で、いろいろな、子どもの指導、とにかく運動量をふやしたりどういうふうなことをして体力向上を図っていくかということを中心に、3年間、授業を実施いたしました。それによって、今、上の方は中学生になっておりますけれども、かなり改善されたのではないかというふうに思っております。そういうふうなことを踏まえて、それを継続させながら今までやってまいりました。機会があれば、こういう事業があれば利用していきたいというふうに考えております。

以上で再問のお答えといたします。

○議長【一森敬司君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 緊急雇用を行って教員の先生を各学校に、体育の先生だと思っておりますが、多く配置して、それをやった結果3年間で成果が出たということですが、多分、その後はそのままになつとると思うんですが、そういった成果の出た事業も、町として加配、1人多く雇えるような対策が、補助金がなくても町独自でそういったことは、できる

限り、考えていくようお願いをしたいと思います。

以上、最後のお願いをしまして終わりいたします。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】　ここで、議事の都合により、小休をいたします。

午前10時55分小休

午前11時07分再開

○議長【一森敬司君】　それでは、小休前に引き続きまして会議を開きます。

続きまして、通告のありました3番板東議員にお願いいたします。板東議員。

○3番【板東絹代君】　皆様、改めまして、おはようございます。それでは、通告にしたがって、一般質問をさせていただきます。

1番目の質問は、環境美化の推進についてでございます。

町は、環境美化の促進及び美観の保護を図るため、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止等について松茂町環境基本条例第19条に定められています。環境美化は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取り組みであります。個人のモラルの問題が大きくかわるため、きれいにするためだけでなく、個人の意識や環境への関心を高めることも重要です。

1つ目は、町内には、地域によりごみ柵の設置がされていない箇所では、ごみ収集日に各家庭の前の道路上、歩道にごみを出していますが、風で飛ばされたりカラス等の被害で歩道、路上にごみが散乱したり、ごみ袋にかけていたネットが通行の妨げになるのを何度も目にしました。ごみ柵の設置ができないのであれば、ごみの散乱を防ぐ対策が必要です。今後の対策について伺います。

次に、2つ目は、環境美化推進デーの設定です。町内各地域での清掃活動の理解はしておりますが、私の提案は、自治会に入っている、入っていないにかかわらず、全町民の取組で美化活動をしてはどうかと思います。一般的に環境美化というと、ごみを拾うこと、家の周辺を掃除すること、空き地の除草や落書き消し、さらには、ごみの削減、不法投棄の防止等があります。私は、ごみ柵の周辺に長期間放置されている不燃ごみ、家電品を目にしています。町民の快適な生活環境を確保するとともに、美化清掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しいまちづくりをするために、全町民が環境美化活動をしてはどうか。環境美化推進デーの提案について伺います。

以上、お願いします。

○議長【一森敬司君】　井上参事。

○産業建設参事【井上雅史君】 板東議員ご質問の環境美化の推進について、答弁をさせていただきます。

1点目は、個別収集のごみ袋や収集後の防護ネットが道路や歩道に散乱し通行の妨げになり危険であるとのこと指摘と存じます。現状、それぞれ個別収集ごみは、出す方の管理のもと出されております。風による飛散や、鳥や動物などによる散乱を防ぐため、ネットをしていただいたり、また、ごみ収集後のネットが散乱しないような固定や重しをつけたり、あるいは、速やかにネットを撤収するなどの対策が考えられます。基本的なごみ出しの仕方についてのルールを明確にし、個別にごみを出されている方に対して周知を図るとともに、必要に応じ個別に対応してまいりたいと考えております。

2点目の、環境美化推進デーの設定についてでございます。現在、町は、町内の美しいまちづくりの活動として、松茂町美しいまちづくり推進協議会を自治会、企業、ボランティア団体等で組織し、町内一斉清掃などの住民一体となった町内美化の意識高揚に努めております。町内各地域において、毎月第1日曜日早朝など、それぞれの地区で日時、場所を決め、町内一斉清掃としてご協力をいただくことにより、町内の美化につなげてまいりました。

議員ご質問の環境美化推進デーにつきましては、町内一斉清掃活動の内容をご理解いただいている上で、自治会活動などだけでなく全町的に取り組んではどうかというご提案であろうかと存じます。環境美化推進デーの設定は、町内美化の取組として、美しいまちづくり推進協議会の町内一斉清掃などの活動と目的を同じくするものであろうかと存じます。

今後は、これまでの活動を基盤にし、議員のご提案を踏まえ、全町的に、町民一人ひとりに、ご自宅の周りからでも美しくするよう取り組んでいただくため、広報等により、環境への住民意識を深めてまいりたいと考えております。

例えば、5月30日のごみゼロの日に合わせ、6月初めの週の町内一斉清掃を町民全員で参加していただけるような日として呼びかけていくなどの取り組みを検討してまいりたいと考えております。

また、町は、環境美化作業員による環境パトロールの実施や公共施設での清掃等により町内美化に取り組んでいるところでございます。引き続き、環境美化、美しいまちづくりへのご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【一森敬司君】 板東議員。

○3番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

基本的なごみ出しの仕方についてのルールを明確にする、また、必要に応じ個別に対応していただけるようにお答えをいただきましたので、再問はしませんが、特に、私が一番目にしたのは、子どもたちの通学する歩道へのごみ出しは注意が必要です。その他、通行の迷惑にならないようにルール化の徹底をお願いしたいと思っています。何よりも大切なのは、一人ひとりが関心を持つことです。そして、また、環境美化推進デーの提案は、町内一斉清掃をベースに広報し、全町民が自分の暮らす町を美しくして快適に過ごしたいものです。

続いて、2番目の質問は、空き地の適正管理についてでございます。

空き地の雑草を放置していると周囲の美観を害するだけでなく、害虫の発生や火災の誘発のおそれ、また、災害時には避難経路を塞ぐ等が生じます。近隣住民の生活環境を害さないよう、空き地の適正な管理が必要です。

1つ目は、あき地等の環境保持に関する条例が定められていますが、第4条、第5条の規則に従い、町長は、毎年空き地等の調査を行い、空き地等の調査台帳を整備し、不良状態と認めたときは所有者に対し除草等の措置を行うとあるが、措置の改善状況は進んでいるのかについて伺います。

2つ目は、最近、特に生活環境を損なうおそれがある状態の空き地がふえています。私の住んでいる長原地域でも、空き地の管理が十分でなく近隣住民に迷惑がかかっている状態があります。空き地の不良状態等、町民からの相談、苦情の通報は、空き地所有者へ連絡方法、除草の指導、助言を適切にして改善はされているのかについて伺います。

○議長【一森敬司君】 井上参事。

○産業建設参事【井上雅史君】 板東議員ご質問の、空き地の適正管理について答弁をさせていただきます。

空き地の雑草につきましては、松茂町あき地等の環境保持に関する条例において、空き地が雑草等が繁茂するような不良状態とならないよう、指導助言を行うとともに、不良状態である空き地があった場合は、所有者に対し、適正管理をするよう指導、助言、もしくは指示すると定められております。議員ご指摘のとおり、松茂町あき地等の環境保持に関する条例、施行規則第4条において、町長は、毎年、空き地等の調査を行い、あき地等調査台帳を整備し、第5条において、不良状態と認めたときは、所有者に対し除草等の措置を行うよう文書をもって指示することとなっております。

1点目の、空き地の管理状況把握につきましては、住民の皆様からの情報や環境パトロールにより得た情報によって調査し台帳を整理しております。それに基づき所有者等に通知するなどの措置を行っております。平成29年度においては、11月30日現在、指導を30件行い、うち16件の実施を確認いたしております。

2点目の、空き地の不良状態等、住民からの相談、苦情の通報は改善されているかのご質問でございます。町の対応といたしましては、情報が次第、速やかに現地を調査し、改善するよう通知等の措置を行っております。改善されない案件につきましては、所有者個別の指導を行い、場合によっては、消防など関係する機関とともに協力し、粘り強く指導をしております。今後も、雑草が繁茂した不良状態の空き地は、火災のおそれ、交通の支障、病害虫の発生、ごみの不法投棄等、安全で清潔な生活環境が阻害されることとなりますので、引き続き、適正管理がされるよう指導、助言を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 板東議員。

○3番【板東絹代君】 それでは、再問します。

不良状態と認めたときは、所有者に対し、まず、文書で指示をし、改善されない場合は個別指導を行うということですが、文書等による通知は何回ぐらいしていますか。

それから、また、29年度において、11月30日現在、指導30件のうち実施が16件ですが、昨年から引き続き改善がされていない案件は何件ありますか。伺います。

○議長【一森敬司君】 井上参事。

○産業建設参事【井上雅史君】 板東議員の再問に答弁をさせていただきます。

不良状態にある空き地の所有者に対し、文書等による通知は何回しているか、また、引き続き不良状態の改善がされていない人は何件あるかにつきまして、不良状態にある空き地の所有者に対し適正管理措置をするよう、まず、文書により通知をいたしております。その後、対応いただけない方に、文書や電話などによる指導をいたしております。3人の方に2回、1人の方に3回、改めて改善するよう指導をいたしております。また、事案によっては訪問し、直接、指導、助言を行っております。現在改善されていない方につきましても、今後対応する旨のお答えをお聞きしている方もおいでます。なお、改善されていない方の中で昨年から引き続きの方は6件でございます。今後も、粘り強く対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 板東議員。

○3番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

まだまだ、今後も課題を残すことがあります。所有者への理解を求められるよう、粘り強く少しずつでも改善できることを期待しております。よろしくをお願いします。

続いて、次に、3番目の質問は、インフルエンザ予防接種費用の一部助成についてでございます。

11月27日、県内で初めてインフルエンザによる学年閉鎖が北島町であり、松茂町内も喜来小学校で学級閉鎖があったようです。徳島県は、7日、県内で今シーズンのインフルエンザの流行が始まったと発表しました。昨年より約2週間早く、そして、年齢別では、ゼロ歳から5歳が15人、6歳から9歳が32人、10代が18人と、若年層の患者が多く、早目の予防接種を呼びかけているようです。インフルエンザ予防接種は任意の予防接種です。平成27年よりワクチンが3価から4価になったことで接種費用が上がり、特に、多子世帯では予防接種を控える子どもがふえているそうです。予防接種を受けたからといって絶対にインフルエンザにかからないというのではないのですが、かかりにくかったり、重症化せずに比較的軽い症状で済むのが予防接種の利点でもあります。特に、抵抗力の低い子どもや受験生は予防接種を受けて備えておいた方が安心です。重要化予防はもとより、保護者の急な仕事への影響など、子育て家庭等の苦労軽減のため、ゼロ歳から中学生までの接種費用の助成を行うべきではないでしょうか。接種費用を調べたところ、生後6カ月から小学校6年生までは2回接種のため、5千円から7千円とのこと。助成について伺います。

○議長【一森敬司君】 古川民生参事。

○民生参事【古川和之君】 失礼します。

板東議員ご質問のインフルエンザ予防接種費用の一部助成してはどうかというご質問につきまして答弁を申し上げます。

まず、予防接種には、予防接種法に基づきまして市町村が実施しなければならない定期の予防接種と、それ以外の任意の予防接種がございます。定期の予防接種につきましては、法律により、ポリオや日本脳炎など、その発生及び蔓延を予防することを目的としまして予防接種を行うA類疾病と、個人の発病又はその重症化を防止することを目的として予防接種を行うB類疾病に分かれております。インフルエンザはB類疾病に位置づけられておまして、その対象者は65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの基礎疾患がある人

と定められております。

本町におきましても、インフルエンザにつきましては、関係法令に基づきまして、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの基礎疾患がある人を対象に予防接種を実施するとともに、予防接種費用の一部を助成しているところでございます。

先ほど、議員のご質問にありましたように、平成27年度からインフルエンザワクチンは3価から4価になりました。これは、インフルエンザウイルスA型株の2種類、及びB型株を1種類から2種類にふやしまして、それぞれを培養して製造されるため4価ワクチンと呼ばれるものであり、より多くの種類のインフルエンザウイルスによる重症化を予防することに関して一定の効果があるとされております。

また、インフルエンザ予防接種の価格につきましては保険外診療で各医療機関の自由裁量で決められるため、価格につきましては公的なデータはございませんが、町が委託しているインフルエンザ予防接種の価格は値上がり傾向でございます。

子どもへのインフルエンザ予防接種については、昭和37年から平成5年度まで、予防接種法に基づき実施してまいりました。しかし、インフルエンザワクチンを接種することによる社会全体への効果が明確にされなかったことから、平成6年の予防接種法改正に伴い、定期予防接種から外れ任意接種となり現在に至っております。

議員ご質問のゼロ歳児から中学校修了時までのインフルエンザ予防接種の費用の一部を助成してはどうかということでございますが、本町の予防接種の考え方といたしましては、国の厚生労働省や県の方針に沿って実施しておりますので、予防接種法令に定めのない年齢層の皆様につきましては任意の予防接種となりますことから、接種費用につきましては自己負担をお願いしているところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【一森敬司君】 板東議員。

○3番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

徳島県内では、それぞれ助成金額と対象年齢は違いますが、インフルエンザ助成は阿南市と吉野川市がしています。松茂町は、国、県の方針で決まっていくのでしょうか、町独自の考えとして子育て支援取り組みの視点で考えられないかと思うので、再問します。

例えば、1回千円の助成をした場合、生後6カ月から小学校6年生までは2回接種、中学生は1回接種のそれぞれ任意接種を想定した助成金額について試算していませんか。も

しわかれば、助成金額の試算の額、そして、再度、町の考えを伺います。

○議長【一森敬司君】 古川参事。

○民生参事【古川和之君】 ただいま、板東議員の再問についてご答弁申し上げます。

まず、板東議員がおっしゃられますように、ゼロ歳児から13歳未満児に関しましては2回予防接種ということになります。それから、14歳以上というのは1回ということになりまして、こちらの住民基本台帳の行政区年齢別人口集計表というものがございまして、そちらにはゼロ歳からずっとそれぞれ年齢ごとで集計をいたしております。議員がおっしゃられますように、6カ月の方でありますとか、それから、中学3年生につきましては、14歳児、15歳の方、混在しておりますので、正確な数字ということにつきましては、概算ということになりますが、ゼロ歳児から14歳までと仮定しますと約2,100人の方が、10月31日現在、おいでます。それで、ゼロ歳児から13歳児未満は2回ということでございますので、仮に千円を助成するというで計算しまして約400万円の予算が必要かと思えます。

それから、子育てに関連してこういうことができないかということでございますけども、先ほども、予防接種に関しての町の考え方というのは国及び県の方針に沿って実施するというでございまして、松茂町といたしましては、子育て支援施策につきましては、平成27年度を初年度といたしまして、計画期間を平成31年度までの5年間、松茂町子ども・子育て支援事業計画というのを策定しております。その事業計画の中で、当然、病児・病後児保育でありますとか、病気関係であります、子どもはぐくみ医療費助成制度、児童館、保育所もそうですが、産み育てやすい環境づくりに計画的に取り組んでおりますので、このインフルエンザにつきましては、子育てという考え方の中で新たにということとは、先ほど申し上げたとおり、国、県制度の中で実施してまいりますので、ご理解いただけたらと思えます。よろしく申し上げます。

○議長【一森敬司君】 板東議員。

○3番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

対象年齢人口が約2,100人、そして、助成金額を千円とした場合、約400万円。任意の接種なので3分の1、4分の1としても町単独カラーを出せれる金額ではなかろうかなと思って私は再問をしたんですけれども、笑顔あふれる松茂町、そして、子育てするなら松茂町、子育て支援取り組みと思うので尋ねましたけれども、町の姿勢は変わらないということで残念に思いますが、これで質問は終わります。予防対策をしっかりと自然

治癒力を高めてインフルエンザを防いでいきたいと思っております。皆様もそうしまし
う。

私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

○議長【一森敬司君】 日程第2、議案第54号「松茂町大規模災害対策基金の設置、
管理及び処分に関する条例」から、日程第12、議案第64号「平成29年度松茂町後期
高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」まで議案11件を一括して議題といたします。

以上、議案11件につきましては各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に
総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案11件については、会議規則第39条第1項の規定
により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、議案11件についてはそれぞれ所管の委員会に付託をすることと決定いたしま
した。

議案付託表配付のため、小休をいたします。

午前11時36分小休

午前11時37分再開

○議長【一森敬司君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田正則君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表を
ご覧ください。

総務常任委員会に付託する議案は、

- 議案第54号 松茂町大規模災害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 議案第55号 松茂町公共施設更新等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 議案第56号 松茂町騒音等対策基金の設置及び管理に関する条例及び松茂町まちづくり基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第57号 松茂町水防団に関する条例
- 議案第58号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 松茂町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 徳島県市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第62号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

以上でございます。

続きまして、産業建設常任委員会に付託する議案は、

- 議案第59号 松茂町工場立地法地域準則条例
- 議案第62号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

でございます。

続きまして、教育民生常任委員会に付託する議案は、

- 議案第62号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）
- 議案第63号 平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長【一森敬司君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきまして、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第64号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【吉田正則君】 それでは、議案付託表の裏面をご覧ください。各常任

委員会の日程表でございます。開催場所は、松茂町役場、3階、301委員会室で行います。

教育民生常任委員会、12月14日、木曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、12月14日、木曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、12月14日、木曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【一森敬司君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月12日から12月19日までの8日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、明日12月12日から12月19日までの8日間は、休会と決定いたしました。

次回は、12月20日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時41分散会